

前橋市火災予防条例新旧対照表

改正案	現 行
<p>(変電設備)</p> <p>第17条 屋内に設ける変電設備(全出力20キロワット以下のもの及び次条に掲げるものを除く。以下この条において同じ。)の位置、構造及び管理は、次に掲げる基準によらなければならない。</p> <p>(1)～(3) 省略</p> <p>(4) 建築物等の部分との間に換気、点検及び整備に支障のない距離を保つこと。</p> <p>(5)～(12) 省略</p> <p>2～3 省略</p> <p>(急速充電設備)</p> <p>第17条の2 急速充電設備(電気を設備内部で変圧して、電気自動車等(電気を動力源とする自動車、原動機付自転車、船舶、航空機その他これらに類するものをいう。以下同じ。)にコネクタ(充電用ケーブルを電気自動車等に接続するためのものをいう。以下同じ。)を用いて充電する設備(全出力20キロワット以下のものを除く。)をいい、分離型のもの(変圧する機能を有する設備本体及び充電ポスト(コネクタ及び充電用ケーブルを収納する設備であって、変圧する機能を有しないものをいう。以下同じ。)により構成されるものをいう。以下同じ。)にあっては、充電ポストを含む。以下同じ。)の位置、構造及び管理は、次に掲げる基準によらなければならない。</p> <p>(1)～(3) 省略</p> <p>(4) <u>その筐体は雨水等の浸入防止の措置を講ずること。</u></p> <p>(5)～(19) 省略</p> <p>2 省略</p> <p>(蓄電池設備)</p> <p>第19条 <u>蓄電池設備(蓄電池容量が10キロワット時以下のもの及び蓄電池容量が10キロワット時を超え20キロワット時以下のものであって、蓄電池設備の出火防止措置及び延焼防止措置に関する基準(令和5年消防庁告示第7号。第3項において「基準」という。)第2に定めるものを除く。以下同じ。)は、地震等により容易に転倒し、亀裂し、又は破損しない構造としなければならない。この場合において、開放形鉛蓄電池を用いたものにあつては、その電槽は、耐酸性の床上又は台上に設けなければならない。</u></p> <p>2 省略</p> <p>3 <u>第1項に規定するもののほか、屋外に設ける蓄電池設備(柱上及び道路上に設ける電気事業者用のもの、基準第3に定めるもの並びに消防長</u></p>	<p>(変電設備)</p> <p>第17条 屋内に設ける変電設備(全出力20キロワット以下のもの及び次条に掲げるものを除く。以下この条において同じ。)の位置、構造及び管理は、次に掲げる基準によらなければならない。</p> <p>(1)～(3) 省略</p> <p>(4) <u>キュービクル式のものにあつては、建築物等の部分との間に換気、点検及び整備に支障のない距離を保つこと。</u></p> <p>(5)～(12) 省略</p> <p>2～3 省略</p> <p>(急速充電設備)</p> <p>第17条の2 急速充電設備(電気を設備内部で変圧して、電気自動車等(電気を動力源とする自動車、原動機付自転車、船舶、航空機その他これらに類するものをいう。以下同じ。)にコネクタ(充電用ケーブルを電気自動車等に接続するためのものをいう。以下同じ。)を用いて充電する設備(全出力20キロワット以下のものを除く。)をいい、分離型のもの(変圧する機能を有する設備本体及び充電ポスト(コネクタ及び充電用ケーブルを収納する設備であって、変圧する機能を有しないものをいう。以下同じ。)により構成されるものをいう。以下同じ。)にあっては、充電ポストを含む。以下同じ。)の位置、構造及び管理は、次に掲げる基準によらなければならない。</p> <p>(1)～(3) 省略</p> <p>(4) <u>雨水等の浸入防止の措置を講ずること。</u></p> <p>(5)～(19) 省略</p> <p>2 省略</p> <p>(蓄電池設備)</p> <p>第19条 <u>屋内に設ける蓄電池設備(定格容量と電槽数の積の合計が4,800アンペアアワー・セル未満のものを除く。以下同じ。)の電槽は、耐酸性の床上又は台上に、転倒しないように設けなければならない。ただし、アルカリ蓄電池を設ける床上又は台上にあつては、耐酸性の床又は台としないことができる。</u></p> <p>2 省略</p> <p>3 <u>屋外に設ける蓄電池設備は、雨水等の浸入防止の措置を講じたキュービクル式のものとしなければならない。</u></p>

が火災予防上支障がないと認める構造を有するキュービクル式のものを除く。)にあつては、建築物から3メートル以上の距離を保たなければならない。ただし、不燃材料で造り、又は覆われた外壁で開口部のないものに面するときは、この限りでない。

4 前項に規定するもののほか、屋外に設ける蓄電池設備の位置、構造及び管理の基準については、第15条第4号、第17条第1項第4号、第7号、第8号及び第11号並びに第17条の2第1項第4号の規定を準用する。

(火を使用する設備等の設置の届出)

第64条 火を使用する設備又はその使用に際し、火災の発生のおそれのある設備のうち、次に掲げるものを設置しようとする者は、あらかじめ、その旨を消防長に届け出なければならない。

(1)～(15) 省略

(16) 蓄電池設備(蓄電池容量が20キロワット時以下のものを除く。)

(17)～(18) 省略

別表第1(第2条—第7条、第9条、第11条、第12条、第26条—第30条関係)

種類		離隔距離 (cm)					備考	
		入力	上 方	側 方	前 方	後 方		
省略								
厨房設備	気体燃料外	開放式	組込型こんろ・グリル付	14kW以下	10	15	15	注：機器本体上方の側方又は後方の離隔距離を示す。
			こんろ・グリドル付こんろ、キャビネット型こんろ・グリル付					
			こんろ・グリドル付こんろ					
			据置型レンジ	21kW以下	10	15	15	
					0	注	注	
	不燃	開放式	組込型こんろ・グリル付	14kW以下	80	0	0	
			こんろ・グリドル付こんろ、キャビネット型こんろ・グリル付					
			こんろ・グリドル付こんろ					
			据置型レンジ	21kW以下	80	0	0	
					0			
固体燃料外	木炭を燃	炭火焼き器	—	10	50	50		
				0				

4 前項に規定するもののほか、屋外に設ける蓄電池設備の位置、構造及び管理の基準については、第15条第4号、第17条第1項第4号、第7号、第8号及び第11号並びに第2項並びに本条第1項の規定を準用する。

(火を使用する設備等の設置の届出)

第64条 火を使用する設備又はその使用に際し、火災の発生のおそれのある設備のうち、次に掲げるものを設置しようとする者は、あらかじめ、その旨を消防長に届け出なければならない。

(1)～(15) 省略

(16) 蓄電池設備

(17)～(18) 省略

別表第1(第2条—第7条、第9条、第11条、第12条、第26条—第30条関係)

種類		離隔距離 (cm)					備考	
		入力	上 方	側 方	前 方	後 方		
省略								
厨房設備	気体燃料外	開放式	組込型こんろ・グリル付	14kW以下	10	15	15	注：機器本体上方の側方又は後方の離隔距離を示す。
			こんろ・グリドル付こんろ、キャビネット型こんろ・グリル付					
			こんろ・グリドル付こんろ					
			据置型レンジ	21kW以下	10	15	15	
					0	注	注	
	不燃	開放式	組込型こんろ・グリル付	14kW以下	80	0	0	
			こんろ・グリドル付こんろ、キャビネット型こんろ・グリル付					
			こんろ・グリドル付こんろ					
			据置型レンジ	21kW以下	80	0	0	
					0			
上記に分類されな いもの	使用温度が800℃以上のもの	使用温度が—	—	25	20	30	20	
				0	0	0	0	
		使用温度が30	—	15	10	20	10	

不燃	料とするもの 木炭を燃料とするもの	炭火焼き器	—	80	30	—	30	
		上記に分類されな いもの	使用温度が 800℃以上の もの	—	25	20	30	20
			使用温度が 300℃以上 800℃未満の もの	—	15	10	20	10
			使用温度が 300℃未満の もの	—	10	50	10	50
省略								

備考 省略

0℃以上800℃ 未満のもの	—	0	0	0	0
使用温度が 300℃未満の もの	—	10	50	10	50
省略					

備考 省略